

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、各児童福祉司指導措置決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が、平成 31 年 1 月 30 日、児童福祉法（以下「法」という。）27 条 1 項 2 号の規定に基づき、同日を開始日として行った、請求人及び請求人の妻（以下「母」といい、請求人と併せて「請求人ら」という。）を名宛人とする、請求人の子（以下「本児」という。）に対する児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分 1」という。）並びに請求人らに対する児童福祉司指導措置決定処分（以下、「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分はいずれも違法、不当であって取り消されるべきであると主張する。

（本件各処分は）妹の件が発端となり、本児についても問題が

あるようになっている。本児は、（本件各処分について）妹の件で協力することと認識しており、自分の問題として認識していない。

妹の件について調べれば、（請求人らが）妹の成長についていろいろ努力していたことが確認できる。

本児についても、問題があるようであれば、教育センターや児童センターに相談するつもりなので、了解いただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

調査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 7月10日	諮問
令和 元年 8月19日	審議（第36回第1部会）
令和 元年 9月20日	審議（第37回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童福祉法について

ア 法2条2項は、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うとし、同条3項は、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を

心身ともに健やかに育成する責任を負うとする。

イ 法 2 6 条 1 項は、児童相談所長が、法 2 5 条 1 項による通告を受けた児童、相談に応じた児童等又はその保護者等について必要があると認めたときは、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」とする。

これを受けて、法 2 7 条 1 項は、上記報告のあった児童について、都道府県は「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない」とし、児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させることを同項 2 号に掲げている。

ウ 「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 1 3 3 号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第 4 章第 2 節 2 は、法 2 7 条 1 項 2 号の措置による指導について、「(1)児童福祉司指導 ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。なお、保護者の不適切な養育の自覚の有無に関わらず、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこと。（略）エ 児童福祉司指導の場合には、指導を担当する児童福祉司の氏名等及びその指導に付する旨を子どもや保護者等に通知する。」としている。

(2) 児童虐待防止法について

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）2 条は、「児童虐待」とは、保護者とその監護す

る児童について行う次に掲げる行為をいうと規定し、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（同条1号）、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（かっこ内略）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）等の行為を掲げ、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めている（3条）。

そして、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならないとし、同通告を法25条の規定による通告とみなす（6条1項及び2項）とした上で、児童相談所が、同通告を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法33条1項の規定により一時保護を行うものとする旨を定めている（8条2項）。

また、児童虐待を行った保護者について法27条1項2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の措置を受けなければならないとされている（11条2項）。

イ 「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」
（平成25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。以下「虐待対応の手引」という。）第1章・1・(2)によれば、児童虐待防止法2条1号の行為は「身体的虐待」と、同4号の行為は「心理的虐待」と定義され、「ことばによる脅かし、脅迫など。」「子供のきょうだいに、一～四の行為（注：身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待のこと）を行う。」などがこれらに該当するとしている。

また、虐待対応の手引第9章・1・(2)・②によれば、児童相談所が行う在宅援助において、児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例については、児童福祉司指導措置をとることとした上で、同アにおいて、「児童福祉司指導は、『複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う』事例に行われる指導措置になるため、問題の慢性化・複合化する事例などの問題解決のために、関係機関との役割分担のもとに専門的な知識と技術を要する在宅指導にとられる。児童福祉司指導は通所指導や訪問指導によって行い、保護者の主体性を尊重するだけでは子どもの福祉を図れず行動の枠組みを示す必要のある事例に実施する。（中略）保護者に不適切な養育の自覚はあるものの、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる様な場合には、積極的に児童福祉司指導等の指導措置をとる。」とされている。

さらに、虐待対応の手引第13章・1によれば、きょうだい事例への対応について、「きょうだいの一人に虐待が発見された場合、他のきょうだいへの虐待の可能性についても十分留意しなければならない。また、きょうだいが直接的に虐待を受けていなかった場合でも、家庭内で虐待が発生したことにより、きょうだいが心理的外傷を受けている可能性が高いことにも留意が必要である。」とした上で、同(1)によれば、きょうだいの安全確認について、「虐待通告等を受けた子どもの家庭にきょうだいがいる場合には、虐待が疑われる子どもの安全確認と併行して、きょうだいについても速やかな安全確認を実施することが必要である。」とされ、同(2)によれ

ば、「安全確認やアセスメントの結果、家庭内の特定の子どものみに虐待が行われているが、きょうだいについては直接虐待が行われていることが確認できなかった場合にも、虐待の場面に直接又は間接的に遭遇しており、きょうだいに心理的外傷を与えられている可能性が高いことに着目し、児童虐待防止法第2条第1項第4号に定義された心理的虐待として対応すべきである。」とされている。

(3) なお、運営指針及び虐待対応の手引は、いずれも地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、上記(1)及び(2)で引用した部分は、東京都における適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として、その合理性が認められるものである。

2 これを本件についてみると、関係資料によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 処分庁は、妹について、母による虐待があった旨の通告を受け、妹の一時保護を実施した上で、本児についても虐待の可能性があることから、処分庁の担当者らによる妹及び請求人からの聞き取りなどにより、母から妹への虐待を確認したほか、処分庁の担当者らによる請求人宅への家庭訪問を実施することにより、本児からも母から妹への虐待の事実及び本児に対する虐待の有無について確認したところ、本児に対する虐待の事実は確認できなかったものの、本児についても、子どもへの虐待があった家庭のきょうだいであると認められることから、心理的虐待の事例に当たると判断した。

また、処分庁の担当者らは、今後予定されている妹の一時保護解除に際して、妹及び請求人らに対する児童福祉司指導の各措置のほかにも、本児及び請求人らに対し、それぞれ児童福祉司指導の各措置が必要となることについて、請求人らに説明し、

請求人らから了承を得た。

(2) そして、処分庁は、平成31年1月18日、妹の一時保護を解除し、同日付けで、妹及び請求人らに対する児童福祉司指導の各措置を決定し、これらに係る各決定通知書を請求人らに手渡した。

(3) また、処分庁は、平成31年1月30日、本件処分1により本児に対し、本件処分2により請求人らに対し、それぞれ児童福祉司指導の各措置を決定し、請求人らに対し、本件各処分通知書を郵送した。

3 2のことからすると、処分庁が、妹に対する母による虐待を契機に、きょうだいである本児について、心理的虐待があったものとして行った本件各処分について、不合理な点を認めることはできない。

したがって、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点は認められない。

4 請求人は、前記第3のことから、本件各処分が違法、不当であると主張する。

しかし、本件各処分がいずれも上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは、上記2及び3のとおりであって、また、本児に対する直接の虐待がなかったとしても、本件各処分は母から妹に対する虐待があったことから、本児への心理的虐待を考慮してなされたものと認められる以上、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性

や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹